

漫画におけるグロ描写の比較

巴 亜沙美

1950年に岡山県で初の有害図書排除条例が制定され、今ではほとんどの都道府県で青少年保護育成条例又は青少年健全育成条例の一部に有害図書についての規定が定められている。これは、青少年の健全な育成に影響を及ぼすと考えられる性描写・残酷描写等を含む作品を各自治体で有害図書に指定し、購入や陳列に規制をかけるものである。現在、様々な漫画雑誌やコミックが有害図書に指定されており、コミックの指定は巻単位で行われている。指定されたものは過激な性描写が多い作品(=エロ漫画)が多く、過激なグロ描写が多い作品(=グロ漫画)は少ない。また、指定されたエロ漫画に関する研究は行われているが、グロ漫画に関する研究はいまだ行われていない。しかし、有害図書規制は表現の自由に関わる問題であり、恣意的な指定が行われていないか常に監視する必要がある。

本研究における「グロ描写」とは、「死体の描写及び致命的な人体の損傷を描いたもの」とし、「グロ漫画」とはそうしたグロ描写が多い漫画作品を指すものとする。本研究では前述のグロ漫画に関する有害図書指定・グロ漫画に関する研究の少なさ及び重要さを踏まえ、作品の一部が有害図書指定されたグロ漫画の、指定された巻と指定されていない巻の内容や表現を比較する。それにより、青少年の親や自治体の有害図書規制委員会や研究者に対してグロ漫画の現状を把握するための基礎的なデータを提供することを目的とする。

調査は2002年1月～2012年6月に指定されたグロ漫画作品(全12作品、107冊)を対象とし、調査項目は「表紙の様子」「身体の損傷具合」等、計11項目を設置して、分析を行った。その結果として、グロ描写の登場回数等の量的な調査では、「ページ数」「身体の損傷具合」「凶器の種類」等6個の調査項目で、指定されていない巻が指定された巻の結果を上回る項目や、その逆の項目もあり、描写が少ないのに指定されたコミックがあるということが考えられる。「人数」の項目では検定を行い、被害者の人数に有意差がないことがわかった。これらは、指定が恣意的であると言え、表現の自由に抵触する可能性がある。グロ描写の過激化については、「巻を重ねるにつれて過激になっていく」という仮説に反し、最新刊であっても有害図書指定されていない巻や、指定は第1巻だけで以降の巻は指定されていない作品もあったので、仮説は立証されなかった。有害図書規制との関連から「時代設定」と「霊や化け物などの登場の有無」の結果から、指定には現実と近く、想像がしやすい設定であること、更に「身体の損傷具合」の調査から、指定されていない巻だけに登場するものより、指定された巻だけに登場する項目の方が多かったことを踏まえると、指定には描写に多様性(様々な種類のグロ描写の登場)があることが大きく関わるのではないかと考えられる。

(指導教員: 辻 慶太)